

中野区の 財政白書〈概要版〉

平成29年度決算の状況

区の財政状況の健全性を判断するには、1年間の収支の状況を分析すると同時に、これまでに積み重ねてきた、資産と負債の状況の二つの側面から財政運営の分析を行うことが必要です。

財政白書（平成30年（2018年）9月発行）は、この二つの側面から財政の健全性をみるため、第1部（普通会計（注1）による決算分析）と第2部（企業会計的手法による決算（注2）分析）で構成しています。

財政白書（平成30年（2018年）9月発行）はこちら→
URL <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/156500/d004407.html>



財政白書は、中野区ホームページ、区民活動センター、図書館又は区役所4階区政資料センターでご覧になれます。

注1 普通会計：統計上の会計で、中野区の場合、一般会計と用地特別会計をあわせ、重複経費などを控除したもので、現金の動きを把握することができます。

注2 企業会計的手法による決算：一般会計等の歳入歳出データから複式仕訳を作成することにより、複式簿記・発生主義会計の財務書類を作成したものです。

※図及び表の標記については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値等が表示された数値から算出した値とは異なる場合があります。

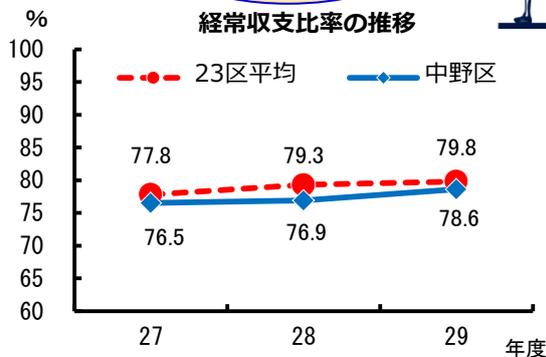
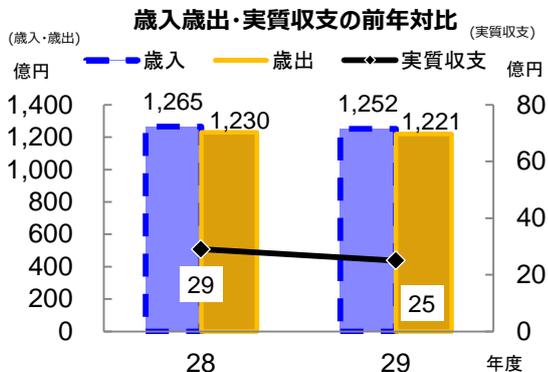
※「貸借対照表」、「行政コスト計算書及び純資産変動計算書」及び「資金収支計算書」の分析指標における他の地方公共団体の数値は平成28年度決算のものです。

第1部 平成29年度決算にみる中野区の財政～普通会計による分析

平成29年度普通会計決算の概要

詳しくは→財政白書P2、P22へ

★ポイント★
 ・前年度と比べ、歳入歳出ともに減りました
 ・経常収支比率は70%台を保ち、健全な財政運営を行っています



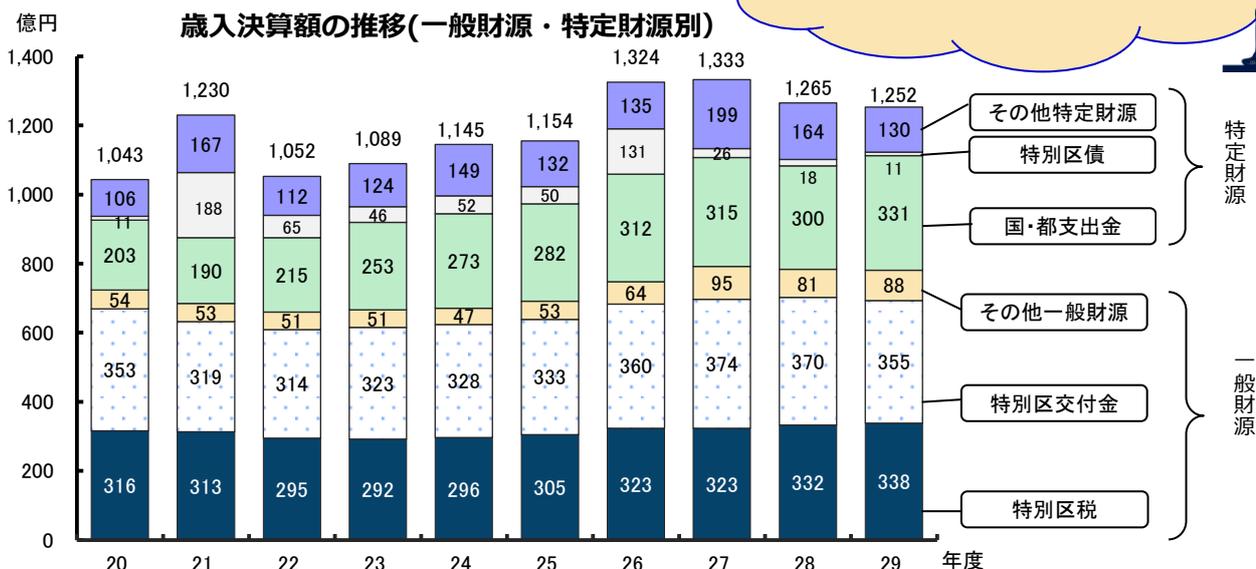
平成29年度の歳入決算額は**1,252億円**、歳出決算額は**1,221億円**でした。翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた**実質収支は25億円**、**実質収支比率は3.3%**となりました。また、**経常収支比率は、前年度比1.7ポイント増の78.6%**となりました。

- 実質収支** : 歳入決算額から歳出決算額を差し引き、さらに翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものの
- 実質収支比率** : 自治体の財政規模に対する実質収支の割合を測る指標
- 経常収支比率** : 特別区税など経常的に収入する一般財源のうち、**どれだけ経常的に支出する費用に充てたかを示す割合**で、財政の弾力性(余裕)を測る指標

歳入の状況

詳しくは→財政白書P5へ

★ポイント★
 ・税金(特別区税)は伸びています
 ・特別区交付金などが減りました
 ・結果、前年度より歳入が減りました



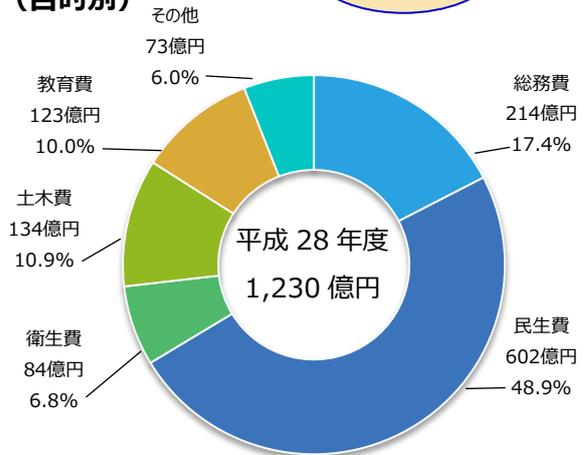
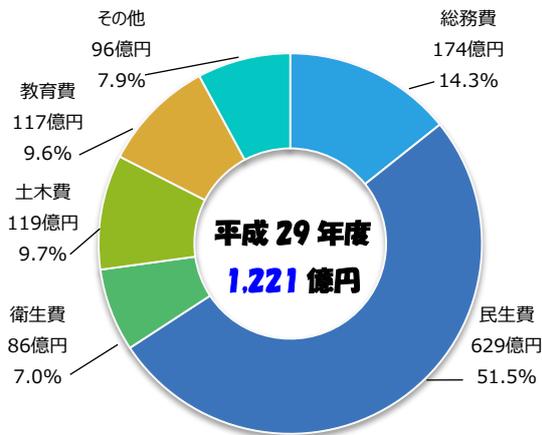
平成29年度の歳入は、**特別区税**や**国・都支出金**が増加したものの、**繰入金**(その他特定財源)や**特別区交付金**が減少したことにより、前年度に比べ**13億円の減**となりました。

- 一般財源** : 特別区税などの用途が特定されず、**どのような経費にも使用できるもの**
- 特定財源** : 国や都からの補助金などの**用途が特定されているもの**
- 特別区交付金** : 本来、市町村税である市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税のいわゆる調整三税の一定割合を各区の財政力に応じて**都が交付する交付金**

歳出の状況(目的別)

詳しくは→財政白書P9へ

歳出構成比 (目的別)



★ポイント★
・民生費が増えましたが、総務費、土木費、教育費が減った結果、前年度より歳出が減りました

平成29年度の歳出を目的別にみると、**総務費**は基金積立金の減やもみじ山文化センター大規模改修工事費の皆減などにより、前年度比18.7%減の174億円となりました。

土木費は、中野駅新北口駅前広場用地取得費の皆減などにより、前年度比11.1%減の119億円、**教育費**は、基金積立金の減などにより、前年度比4.8%減の117億円となりました。

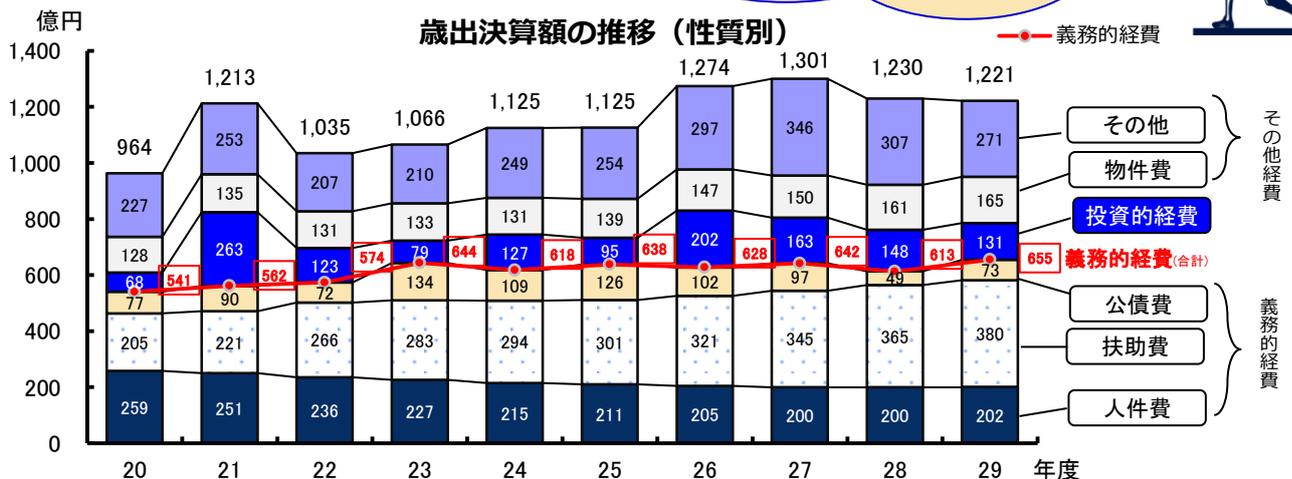
一方、**民生費**は、民間保育に係る給付費の増などで、前年度比4.5%増の629億円となりました。

総務費：庁舎管理、広報、情報システム、戸籍住民、税務、選挙などの経費／**民生費**：高齢者・障害者・児童の福祉サービス、生活保護などの経費／**衛生費**：健康推進や保健衛生、ごみ処理など清掃の経費／**土木費**：道路・橋梁維持、公園・住宅管理などの経費／**教育費**：幼稚園、学校教育、生涯学習、図書館などの経費／**その他**：議会、産業振興、防災、公債費などの経費

歳出の状況(性質別)

詳しくは→財政白書P10へ

★ポイント★
・義務的経費(支出が義務付けられている経費)が増えていきます
・基金への積立が減っています
・用地取得などの投資的経費が減っています
・結果、前年度より歳出が減りました



平成29年度の歳出を性質別にみると、**義務的経費**は、人件費、扶助費、公債費とともに増加し、前年度に比べ41億円の増となりました。

投資的経費は、平和の森公園拡張用地取得費やもみじ山文化センター大規模改修工事費の皆減などにより、前年度に比べ17億円の減となりました。その他経費は、前年度に比べ33億円の減となりました。

義務的経費：人件費、扶助費、公債費の合計のことを指し、**法令などにより支出が義務付けられている経費**

投資的経費：道路、公園、施設の整備など、支出効果が長期間にわたり、**資本形成に役立つ経費**

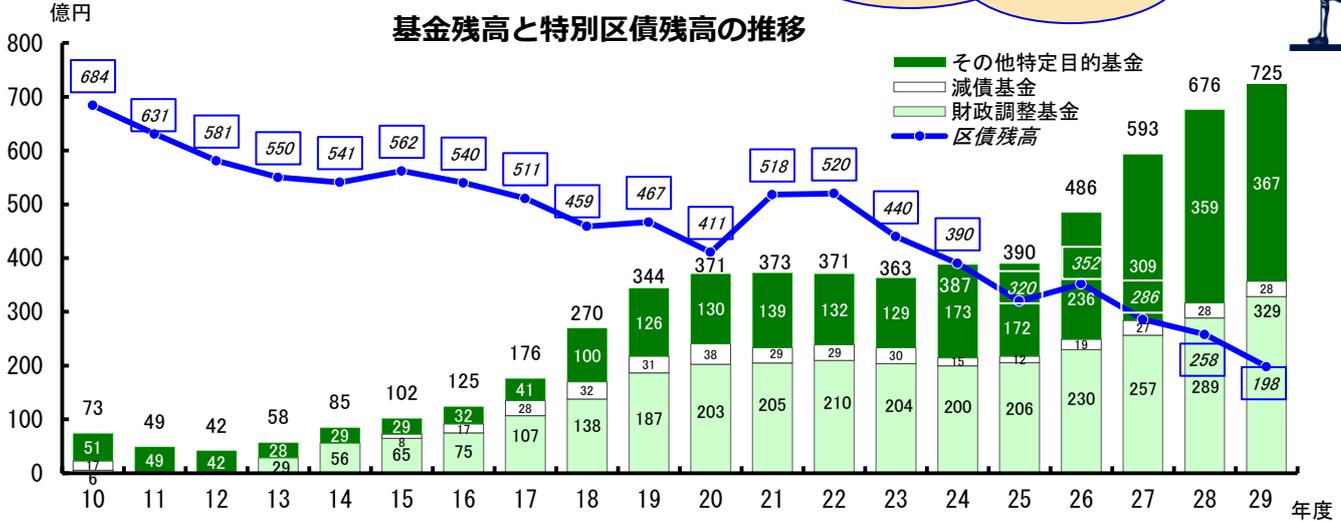
その他経費：備品購入費や委託料、使用料及び賃借料などの**物件費**と**維持補修費**や**積立金**、**繰出金**などが含まれる

特別区債（借金）と基金（貯金）の状況

詳しくは→財政白書 P 19 へ

★ポイント★

- ・区債(借金)は年々減っています
- ・基金(貯金)を将来のために積み立てています
- ・結果、安定した財政運営ができています



20年ほど前は基金残高に対して、特別区債残高が上回っていましたが、平成25年度からは基金残高が特別区債残高を上回り、その後も基金残高の増加が続いています。

平成29年度末基金残高は、財政調整基金などの積立により、前年度に比べ48億円の増となりました。引き続き安定した財政運営を行うためには、計画的な積立と繰入れを行う必要があります。

健全化判断比率

詳しくは→財政白書 P 24-25 へ。算出方法を記載しています。

★ポイント★

- ・平成29年度も前年度同様に、4つの指標全てが基準値を下回り、中野区の財政状況は、健全な状態といえます



健全化判断比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づくもので、下表の4つの指標を監査委員の審査に付し、議会に報告したうえで、公表することが義務付けられています。下表で「-」となっているのは、**対象となる会計の実質収支が黒字だったこと、将来負担すべき債務よりも債務に充当可能な財源が上回っていたことを示しています。**

説明	健全化判断比率							
	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度
「一般会計」の赤字の程度を指標化し、 財政運営の深刻度を示すもの	「すべての会計」を合算し、区としての赤字の程度を指標化し 財政運営の深刻度を示すもの		一般会計をはじめ一部事務組合等、将来支払うことになる可能性のある負担などの額を現時点で指標化し、 資金繰りの危険度を示すもの		将来支払うことになる可能性のある負担などが、 将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの			
年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度
中野区	-	-	-	-	-1.7	0.4	-	-
早期健全化基準	11.25		16.25		25.0		350.0	
財政再生基準	20.00		30.00		35.0			

メモ 健全化の基準

財政再生基準を上回った場合、総務大臣への報告や国指導での予算編成などが課せられます。

早期健全化基準：イエローカード状態と捉えてください。

財政再生基準：レッドカード状態と捉えてください。



中野区はいずれも下回っており、健全な状態と言えます。

第2部 財務書類にみる中野区の財政～企業会計的手法による分析

財務書類作成の意義

詳しくは→財政白書 P 30 へ

官庁会計制度の考え方

【単式簿記】・【現金主義】
一つの取引について、現金収支のみに着目し、現金の収入・支出の事実に基づき記録します。

企業会計制度の考え方

【複式簿記】・【発生主義】
一つの取引について、原因と結果の両面をとらえて、記録します。
現金の収入・支出にかかわらず、発生した時点で、収入や費用を記録します。

★ポイント★
企業会計制度により得られる財務情報

①ストック情報
→資産、負債などのストック情報を把握できます

②フルコスト情報
→減価償却費等の現金支出を伴わないコストを把握できます

企業会計は官庁会計を補完します

貸借対照表

詳しくは→財政白書 P 38 へ

★ポイント★
貸借対照表において、資産や負債、財政状況が明らかになります

貸借対照表は、年度末時点において、区の資産がどの程度形成されているか、その財源としての負債（将来世代による負担）及び純資産（これまでの世代による負担と資産の評価益）がいくらかを示しています。

資産は基金の増加等により5,459億円、負債は地方債の減少等により421億円となりました。

(単位：億円)

資産の部	平成29年度	前年度比	負債の部	平成29年度	前年度比
固定資産	5,052	64	固定負債	329	△ 65
（有形固定資産）	4,593	57	（地方債）	158	△ 60
（無形固定資産）	14	1	（退職手当引当金）	171	△ 6
（投資その他の資産）	445	7	流動負債	92	2
流動資産	406	37	（一年内償還予定地方債）	44	0
（現金預金）	71	△ 2	（賞与等引当金）	9	0
（基金）	329	40	（預り金）	40	2
（未収金ほか）	6	△ 1			
			純資産の部		
資産合計	5,459	101	純資産	5,038	164
			負債及び純資産合計	5,459	101

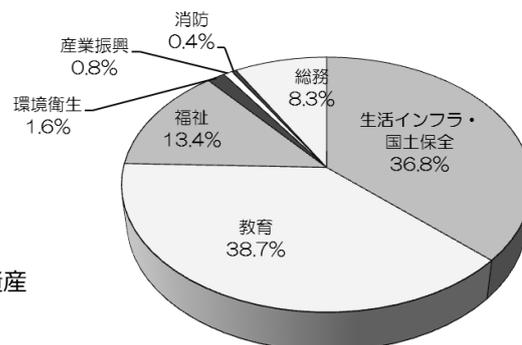
【用語解説】

- ・有形固定資産：土地や道路、橋りょう、建物など
- ・無形固定資産：ソフトウェアなど
- ・投資その他の資産：出資金など
- ・流動資産：現金預金や基金など
- ・固定負債：地方債や長期借入、退職手当引当金など
- ・流動負債：1年以内に返済期限が到来する負債や賞与の引当金など

有形固定資産行政目的別割合

わかること

全体の3/4以上が「教育」と「生活インフラ・国土保全」です。



詳しくは→財政白書 P 45 へ

【用語解説】

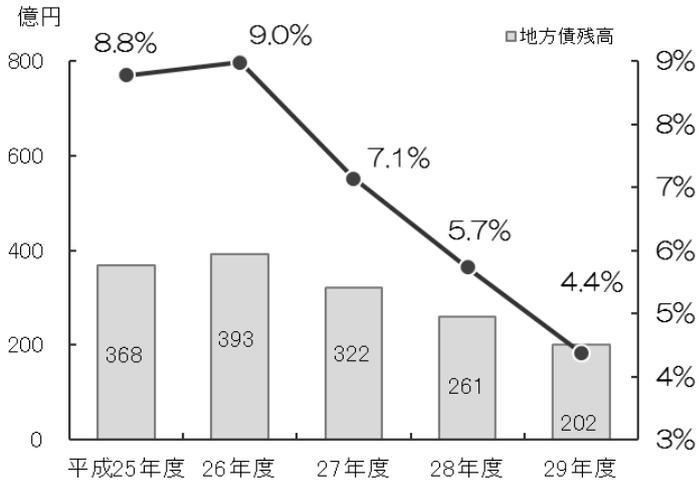
- ・教育：学校教育や生涯学習などの資産
- ・生活インフラ・国土保全：道路、橋梁、公園、住宅などの資産
- ・福祉：高齢者、障害者、児童の福祉サービスなどの資産

社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

わかること

社会資本整備の結果を示す固定資産を形成するに当たって、地方債残高と固定資産の割合を見ることで、将来の償還が必要な負債による資産の形成割合を把握できます。

詳しくは→財政白書 P 44 へ



社会資本を整備するに当たっては、借金（すなわち将来世代の負担）が少ない方が財政的に健全と言えます。しかし、社会資本は将来世代も利用可能であるため、受益と負担の関係からみると、すべてを現在の世代が負担するのではなく、世代間の公平性を踏まえた負担割合が望ましいとされています。

【他団体との比較】

新宿区	杉並区	練馬区	目黒区
2.7%	4.4%	4.3%	6.0%

区民一人あたりの貸借対照表

わかること

各項目を区の人口で除し区民一人あたりに換算することにより、区民一人あたりの資産・負債が明らかになります。

詳しくは→財政白書 P 46 へ

(単位：万円)

資産の部	平成29年度	負債の部	平成29年度
固定資産	153	固定負債	10
流動資産	12	流動負債	3
		純資産の部	
		純資産	153
資産合計	166	負債及び純資産合計	166

【他団体との比較】

○区民一人あたりの資産額

新宿区	杉並区	練馬区	目黒区
261万円	125万円	191万円	155万円

○区民一人あたりの負債額

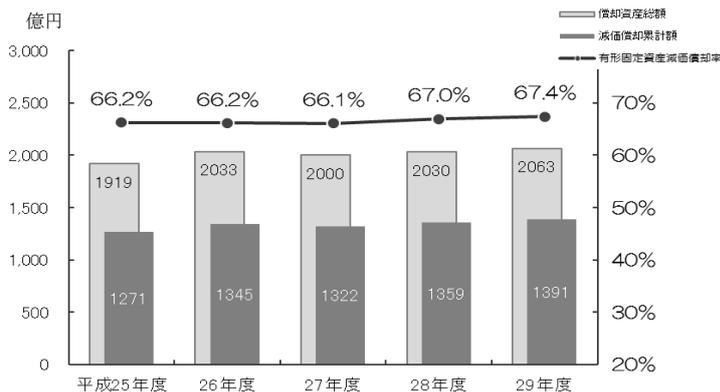
新宿区	杉並区	練馬区	目黒区
21万円	13万円	14万円	16万円

有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

わかること

有形固定資産(土地以外)のうち、建物等の償却資産について耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

詳しくは→財政白書 P 48 へ



一般的に、償却率が高いことは、近い将来に大規模修繕、改築・改修の必要性が高まる可能性があるといえます。

【他団体との比較】

新宿区	杉並区	練馬区	目黒区
63.8%	61.6%	60.2%	64.0%

行政コスト計算書及び純資産変動計算書

詳しくは→財政白書 P 52 へ

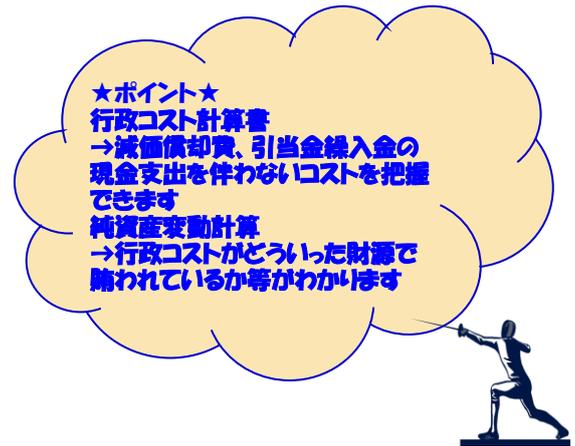
「行政コスト計算書」とは、行政サービス提供のための費用（経常費用：下表の①）とその行政サービスに係る受益者負担額（経常収益：下表の②）の状況を表したものであり、経常費用から経常収益を差し引いた「純経常行政コスト」は、1年間の行政コストの額を示しています。

「純資産変動計算書」とは、貸借対照表の純資産の部の1年間の増減を示したものであり、行政コスト計算書で計算した純行政コスト（下表のB）がどのようにして税金や補助金（下表の④）で賄われたかを示したものです。

(単位：億円)

平成29年度 前年度比

経常費用 ①	1,016	16
経常収益 ②	35	△ 6
純経常行政コスト A = ① - ②	981	21
臨時損益 ③	8	1
純行政コスト B = A + ③	988	22
財源 ④	1,125	28
(税込等)	794	△ 2
(国都等補助金)	331	30
本年度差額 C = B + ④	136	6
無償所管替等など ⑤	28	△ 4
本年度純資産変動額 D = C + ⑤	164	2
前年度末純資産残高	4,873	162
本年度末純資産残高	5,038	164



経常費用は、社会保障給付が増加したこと等により、前年度よりも16億円増加しました。財源は、国都等補助金が増加したことにより前年度よりも28億円増加しました。

用語解説

- ・経常費用：以下で構成されています

性質	計上項目
人件費	職員給与費（職員給料、諸手当など） 賞与等引当金繰入額 退職手当引当金繰入額
物件費等	物件費（消耗品費、委託料など） 維持補修費 減価償却費
移転費用	補助金等 社会保障給付（生活保護、児童福祉など） 他会計への繰出金
その他の業務費用	支払利息 徴収不能引当金繰入額

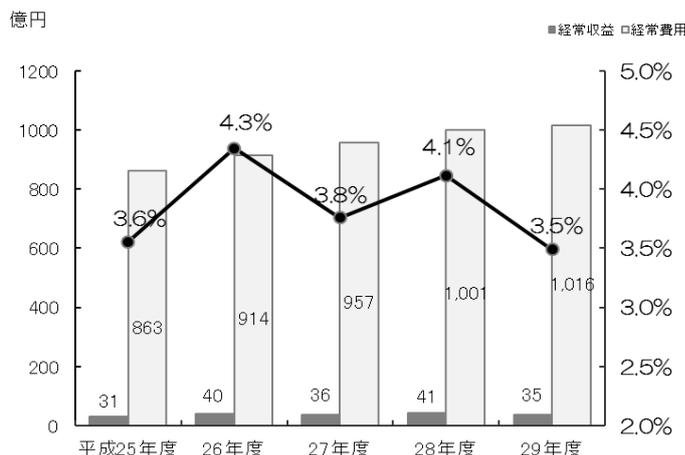
- ・経常収益：使用料・手数料など
- ・税込等：特別区税、特別区交付金、地方譲与税など
- ・国都等補助金：国庫支出金、都支出金の補助金等受入額

受益者負担の割合（受益者負担比率）

わかること

「経常収益」を「経常費用」と比較することにより、行政サービス提供に対する負担（経常費用）について、どの程度使用料、手数料等の受益者負担（経常収益）で賄えているのかを表しています。

詳しくは→財政白書 P 57 へ



受益者負担の割合は、3.5%であり、前年度4.1%から0.6ポイント減少しています。

【他団体との比較】

新宿区	杉並区	練馬区	目黒区
5.6%	5.3%	4.1%	5.3%

区民一人あたりの純行政コスト

わかること

各項目を区の人口で除し区民一人あたりに換算することにより、区民一人あたりの純行政コストが明らかになります。

詳しくは→財政白書 P 59 へ

(単位：万円)
平成29年度

経常費用 ①	31
経常収益 ②	1
純経常行政コスト A = ① - ②	30
臨時損益 ③	0
純行政コスト B = A + ③	30

【他団体との比較】

○区民一人あたりの純行政コスト

新宿区	杉並区	練馬区	目黒区
37万円	27万円	30万円	30万円

資金収支計算書

詳しくは→財政白書 P 60 へ

「資金収支計算書」は、1年間の資金の流れ(収支の状況)を「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」の3つの活動区分ごとに分けて表示したものです。

(単位：億円)

平成29年度 前年度比

【業務活動収支】		
業務支出 ①	977	23
業務収入 ②	1,117	8
業務活動収支 A = ② - ①	140	△ 15
【投資活動収支】		
投資活動支出 ③	174	△ 57
投資活動収入 ④	90	△ 51
投資活動収支 B = ④ - ③	△ 85	6
【財務活動収支】		
財務活動支出 ⑤	70	△ 9
財務活動収入 ⑥	11	△ 7
投資活動収支 C = ⑥ - ⑤	△ 59	2
本年度資金収支額 D = A + B + C	△ 4	△ 7
前年度末資金残高 E	35	4
本年度末資金残高 F	32	△ 4

★ポイント★
資金収支計算書において、1年間の資金の流れ(収支の状況)を把握できます



本年度資金収支額はマイナス4億円となり、前年度末資金残高35億円を合わせると資金残高は前年度と比較して4億円減少の32億円となりました。

用語解説

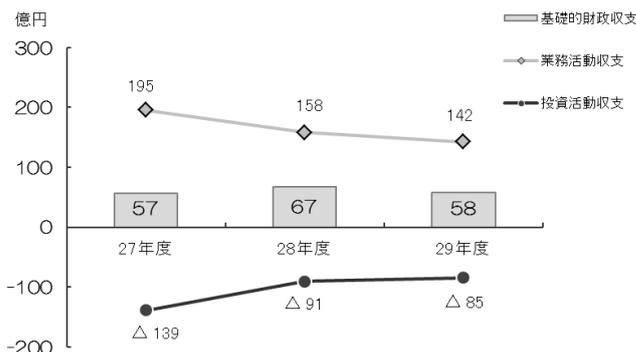
性質	計上項目
業務活動収支	地方公共団体の経常的な行政活動から発生する支出と収入を計上
投資活動収支	公共資産の取得のための支出、基金の積立、投資及び出資金の支出、貸付金の貸付による支出、また、収入として、貸付金の回収や公共施設等整備のための財源となった国庫支出金及び都支出金を計上
財務活動収支	地方債の償還による支出や起債による収入など、地方債の償還と発行に係る支出・収入を計上

基礎的財政収支 (プライマリーバランス)

わかること

資金収支計算書上の業務活動収支(支払利息支出を除く。)及び投資活動収支の合計額を算出することにより、当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営を実現できていると捉えることができます。

詳しくは→財政白書 P 63 へ



平成29年度の基礎的財政収支は、58億円であり、前年度67億円から10億円減少しています。

【他団体との比較】

○新宿区	杉並区	練馬区	目黒区
-3億円	-42億円	4億円	17億円

【編集・発行】

平成30年11月 中野区経営室行政監理担当 〒164-8501東京都中野区中野4-8-1 電話 03-3228-8278 FAX 03-3228-5434 E-mail:gyoseikanri@city.tokyo-nakano.lg.jp